

高知県公報	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
告 示	
○保安林の指定予定の通知（2件）	(治山林道課) 1
○保安林の指定施業要件の変更予定	( " ) 1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（4件）	(漁業管理課) 1
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還	(漁港漁場課) 2
公 告	
○令和4年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者	(畜産振興課) 2
落札公告	
○落札者等の公告	(障害福祉課) 2
○落札者等の公告	(総務事務センター) 3

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第769号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 令和4年9月27日  
 高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡津野町芳生野字前屋式丙3345の1、丙3345の2、丙3346、丙3347、丙3351、丙3398、字下モ屋敷丙3399から丙3403まで、字下モ谷口丙4665の2、丙4671の1
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字下モ谷口丙4665の2・丙4671の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)  
**高知県告示第770号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 令和4年9月27日  
 高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町十和川口字津賀ノ川山936の4、936の6
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字津賀ノ川山936の4・936の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)  
**高知県告示第771号**  
 次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。  
 令和4年9月27日  
 高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
長岡郡大豊町立川上名字ヲグルス1686の11、1687の5
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字ヲグルス1687の5（次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)  
**高知県告示第772号**  
 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
 令和4年9月27日  
 高知県知事 濱田 省司

- 届出事項  
 (1) 発起人の住所及び氏名  
 安芸市 前田 嘉 広  
 " 三宮 順 三  
 " 内川 昭 二  
 (2) 加入区の名称  
 伊尾木川北加入区  
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
 高知県漁業協同組合
- 指定漁船調書の縦覧  
 (1) 縦覧期間  
 令和4年9月27日から同年10月11日まで  
 (2) 縦覧場所  
 高知県漁業協同組合穴内支所

**高知県告示第773号**  
 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
 令和4年9月27日  
 高知県知事 濱田 省司

1 届出事項  
 (1) 発起人の住所及び氏名  
 須崎市 福 田 唯 志  
 " 井 上 南海男  
 " 山 崎 達 夫  
 (2) 加入区の名称  
 池ノ浦加入区  
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
 高知県漁業協同組合  
 2 指定漁船調書の縦覧  
 (1) 縦覧期間  
 令和4年9月27日から同年10月11日まで  
 (2) 縦覧場所  
 高知県漁業協同組合池ノ浦支所  
**高知県告示第774号**  
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
 令和4年9月27日  
 高知県知事 濱田 省司

1 届出事項  
 (1) 発起人の住所及び氏名  
 土佐清水市 網 野 和 芳  
 " 太 田 茂 幹  
 " 竹 内 長 男  
 (2) 加入区の名称  
 下ノ加江加入区  
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
 高知県漁業協同組合  
 2 指定漁船調書の縦覧  
 (1) 縦覧期間  
 令和4年9月27日から同年10月11日まで  
 (2) 縦覧場所  
 高知県漁業協同組合下ノ加江支所  
**高知県告示第775号**  
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
 令和4年9月27日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項  
 (1) 発起人の住所及び氏名  
 四万十町 山 崎 規久夫  
 中土佐町 井 上 陽 夫  
 四万十町 山 下 皖 梨  
 (2) 加入区の名称  
 志和加入区  
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
 高知県漁業協同組合  
 2 指定漁船調書の縦覧  
 (1) 縦覧期間  
 令和4年9月27日から同年10月11日まで  
 (2) 縦覧場所  
 高知県漁業協同組合志和支所  
**高知県告示第776号**  
 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。  
 なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、令和5年2月2日までに当該工作物等の返還を受けることができる。  
 令和4年9月27日  
 宇佐漁港漁港管理者  
 高知県知事 濱田 省司

1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量  
 (1) ア F R P 船 1 隻 (船名不明、船舶番号282-8879、船長5.50メートル、船幅5.50メートル)  
 イ F R P 船 1 隻 (船名不明、船舶番号282-16264、船長5.00メートル、船幅1.40メートル)  
 ウ F R P 船 1 隻 (船名及び船舶番号不明、船長5.20メートル、船幅1.80メートル)  
 エ F R P 船 1 隻 (船名及び船舶番号不明、船長6.40メートル、船幅2.50メートル)  
 オ F R P 船 1 隻 (船名不明、船舶番号282-13340、船長7.50メートル、船幅2.80メートル)  
 (2) F R P 船 1 隻 (船名及び船舶番号不明、船長5.10メートル、船幅1.60メートル)  
 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時  
 (1) 土佐市宇佐町宇佐字鍋鳥頭 宇佐漁港鍋鳥頭船溜  
 令和4年7月26日午後2時

(2) 土佐市宇佐町井尻 宇佐漁港井の尻船揚場  
 令和4年7月26日午後1時  
 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所  
 (1) 令和4年7月26日午後3時  
 土佐市宇佐町宇佐字鍋鳥頭 宇佐漁港鍋鳥頭船溜  
 (2) 令和4年7月26日午後2時  
 土佐市宇佐町井尻 宇佐漁港井の尻船揚場  
 4 所有者等の行うべき措置  
 所有者等は、期限までに高知県中央西土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。  
 5 漁港管理者の措置  
 宇佐漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。  
 なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同法第39条の2第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。  
 6 問い合わせ先  
 吾川郡いの町1381番地 高知県中央西土木事務所維持管理課  
 (電話番号088-893-2114)

-----  
 公 告  
 -----

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項に規定する令和4年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者を令和4年9月13日付けで次のとおり決定したので、高知県家畜人工授精等講習会規程(昭和25年11月高知県告示第521号)第9条の規定により公告する。  
 令和4年9月27日  
 高知県知事 濱田 省司

受講者番号  
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14  
 -----  
 落 札 公 告  
 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。  
 令和4年9月27日  
 高知県知事 濱田 省司

1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
 高知県障害者手帳交付システム再構築等委託業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県子ども・福祉政策部障害福祉課 高知市丸ノ内一丁目  
2番20号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年7月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社KCC高知支店 高知市本町四丁目2番31号
- 5 落札金額  
36,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和4年6月10日

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める  
政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及  
び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125  
号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す  
る。

令和4年9月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
水槽付消防ポンプ自動車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2  
番20号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年9月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社中村防災サービス 高知市春野町仁ノ1549番地
- 5 落札金額  
57,515,890円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和4年7月22日